

第4章 地震災害復旧計画

復旧に関する対策は本計画に定めるほか、県計画地震対策計画第6章「地震災害復旧」の定めるところによる。

第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

1 計画の方針

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

2 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

- (1) 調査分析 ⇨ 応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
- (2) 災害復旧計画の策定 ⇨ 調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定
再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
- (3) 優先順位の策定 ⇨ 被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
- (4) 協力体制 ⇨ 関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

3 激甚災害に関する対応計画

- (1) 町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。
- (2) 町は区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

4 激甚災害に係る財政援助措置の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
 - コ 女性保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防施設事業
 - ス 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内、公共的施設区域外
 - セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助

- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還機関等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例

- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 被災者の生活確保

関	係	機	関
全			課

一般対策編第5章第3節「被災者の生活確保」を準用する。